⑵　国民保護対策本部の組織及び運営

原子力規制委員長が指揮をとれない場合におけるその職務代行者に関する事項その他の国民保護対策本部の組織及び運営に関する事項は、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定以下同じ。）及び原子力規制委員会防災業務計画等の定めに準じるものとする。

⑶　国民保護対策本部の事務

国民保護対策本部は、次に掲げる事務を行う。

・国民保護措置の実施に関する委員会内の総括及び総合調整
・武力攻撃事態等対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
・武力攻撃事態等対策本部、関係省庁等から収集した情報の委員会内への提供
・委員会内からの被災情報その他の情報の取りまとめ
・国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
・その他国民保護措置の実施に関し必要な事務

⑷　国民保護対策本部の廃止

武力攻撃事態等対策本部が廃止されたときは、速やかに国民保護対策本部を廃止する。

3　関係機関等との連携

⑴　武力攻撃事態等対策本部への職員の派遣

国民保護対策本部は、武力攻撃事態等対策本部にその指名する職員を参画させ、関係省庁との情報交換及び災害応急対策の調整等に従事させるものとする。また、政府調査団等が派遣される場合には、必要に応じ、関係職員を派遣するものとする。

⑵　被災地等への職員の派遣

①　武力攻撃災害が発生したときは、国民保護対策本部は、状況に応じ、職員を被災地に派遣し、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等に従事させるものとする。

②　国民保護法第29条第３項の規定により都道府県対策本部から職員の派遣の要請があったときは、国民保護対策本部は、速やかに適任と認める職員を派遣するものとする。

③　国民保護法第151条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったとき又は国民保護法第152条第１項の規定による職員の派遣のあっせんの求めがあったときは、国民保護対策本部は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、速やかに適任と認める職員を派遣するものとする。

4　特殊標章等の交付等

原子力規制委員会委員長は、別に定める要綱に従い、所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、国民保護法第158条第１項の特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させるものとする。

第３章　国民保護措置の実施

第１節　国民保護措置の実施に関する基本方針

原子力規制委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、関係機関と協力しつつ、所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

1　基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。救援のための物資の収用及び保管命令等の実施に当たり、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

2　国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の実施体制等についてあらかじめ検討を行い、武力攻撃事態等が発生したときは、これらの手続について迅速な処理に努めるものとする。また、これらの手続に関連する文書については、逸失等を防ぐため安全な場所に保存する等その保存には特段の配慮を払うほか、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、行政文書管理上定められている保存期間を延長するものとする。

3　国民に対する適時適切な情報提供

武力攻撃事態等においては、新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、原子力規制委員会が実施する国民保護措置の実施状況等について、正確な情報を適時適切に提供するものとする。情報提供に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に特段の配慮を要する者に対しても確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

4　関係機関との協力の確保

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たっては、武力攻撃事態等対策本部と緊密な連携を確保するほか、平素から、関係省庁、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携体制の整備に努めるものとする。また、都道府県の知事その他の執行機関から、国民保護措置の実施に関し要請があったときは、その要請の趣旨を尊重し、必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5　国民の協力の慫慂

避難住民の誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助等についての国民の自発的な意思による協力を得られるよう、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しつつ、国民保護措置の重要性について、平素から教育や学習の場も含め様々な機会を通じて広く啓発に努めるものとする。

6　指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定公共機関及び指定地方公共機関による国民保護措置の実施方法等については、これらの機関の自主性を尊重するものとする。

7　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等に対してきめ細かな配慮をするほか、外国人の安否情報の収集・提供等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

8　国民保護措置を実施する者の安全の確保

国民保護措置については、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、これを実施する者の安全の確保に配慮するものとする。また、原子力施設の管理者に対し、その管理に係る原子力施設の安全確保のための必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に対して当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及び当該原子力施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

第２節　住民の避難及び避難住民等の救援に関する措置

1　武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び報告

武力攻撃事態等において、各課等は、緊急時モニタリングの実施や緊急時予測システムの活用等により、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努め、これらの情報を入手したときは、直ちに、国民保護対策本部に報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、直ちに、その情報を武力攻撃事態等対策本部に報告するものとする。

2　警報の発令、通知及び伝達

原子力施設における武力攻撃事態等に係る警報が発令された場合、原子力防災課は原子力規制事務所、原子力事業者等に対し、電話、ファクシミリその他の適切な方法により、その旨を直ちに伝達するものとする。警報が解除された場合においても、同様とする。